

## ○吉川村地下水保全に関する条例

平成7年6月27日

条例第19号

吉川村地下水保全に関する条例(平成5年条例第14号)の全部を改正する。

### (目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、地下水の採取について必要な措置を講じることにより、地下水源の枯渇及び塩水化等の障害の発生を防ぐなど地下水の保全に努めるとともに、地下水利用の適正化を図り、もって村民の生活用水の供給を確保し、生活環境及び公共の福祉の向上充実に努めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設で、地下水日量100トン以上(個人的生活用水又は農業用水については日量10トン以上)を取水するものをいう。

### (規制地域の指定)

第3条 地下水の採取を規制する地域は、別表のとおりとする。

### (許可の基準)

第4条 何人も、次項に定める許可を得た場合以外は、井戸を設置又は変更してはならない。

2 村長は、別表の区分に従って、規則で定める基準により、前項の許可を与えることができる。この場合において、村長は、当該許可に条件を付することができる。

### (許可の申請)

第5条 前条第2項の許可を受けようとする者は、工事に着工する日の3ヶ月前までに、規則で定める申請書を村長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情等、村長が特に認めた場合は、1ヶ月前に申請書を提出し許可を受ける事ができる。

### (工事完了、譲渡又は廃止の届出)

第6条 第4条第2項の許可を受けた者(以下「許可採取者」をいう。)は、当該許可を受けた井戸(以下「許可井戸」という。)の工事が完了したとき、又は許可井戸を譲渡若しくは廃止したときは、その日から15日以内に村長にその旨の届出をしなければならない。

### (揚水機の設置及び記録の報告)

第7条 許可採取者は、許可井戸の工事が完了する日までに、揚水量測定器を設置しなければならない。

2 前項の規定により、揚水量測定器を設置した許可採取者は、地下水の揚水量を記録し、村長が求めたとき当該記録を村長に報告しなければならない。

### (許可の取消し又は撤去命令)

第8条 村長は、許可採取者が、偽りその他不正の手段によって同条項の許可を受けた場合又は許可条件に違反し、若しくは前条第2項の報告義務に従わない者には、その許可を取り消して当該井戸の撤去を求め原状を回復せしめるか、又は採水の中止を命じるなど必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 村長は、第4条第2項の規定に違反して、村長の許可を受けずに井戸を設置し、又は変更した者に対して、当該井戸の撤去を求め原状を回復せしめることを命じることができる。

### (意見の聴取等)

第9条 村長は、この条例の施行について協力を求めるため必要があると認めるときは、当事者又は地下水に関する専門家など必要な知識を有すると認められる者に意見を聞くことができる。

### (立入検査)

第10条 村長は、井戸の運営状況を实地調査する必要があるときは、地下水の採取を行っている者から地下水に関する報告を求めることができる。

2 村長は、前項の必要があるときは、担当職員を他人の土地又は施設に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

3 前項の調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (指導及び勧告又は施設の改善命令)

第11条 村長は、前条の規定による報告又は調査の結果必要があると認めるときは、許可採取者に対し、地下水採取に関する指導又は勧告、施設の改善など必要な措置を講じるよう命じることができる。

(地下水の保全)

第12条 地下水採取者は、地下水を有効に活用するため、地下水の使用を合理化し、再利用に努めるものとする。

(罰則)

第13条 次の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反して村長の許可を受けずに井戸を設置又は変更した者

(2) 第8条の規定に違反して命令に従わなかった者

2 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、揚水量測定器を設置せず、又は報告をしなかった者

(2) 正当な理由がないのに、第10条第2項の規定に違反して、職員の立ち入りを拒み、又は妨げ若しくは忌避した者

(3) 第11条の規定に違反して命令に従わなかった者

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰則を科する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に規制地域内に設置されている井戸(設置の工事が行われている井戸を含む。)については、この条例の第4条第2項の規定による設置の許可を受けた者とみなし、第6条、第8条第1項及び同条第2項の規定を適用する。

3 前項の規定による井戸については、この条例の施行の日から起算して3年以内に第7条第1項に規定する揚水量測定器を設置し、同条第2項の記録及び報告を行わなければならない。

別表(第3条、第4条関係)

第1種規制地域

吉川村古川1, 371番地1の吉川村簡易水道水源井より半径700メートル以内の吉川村行政地域

第2種規制地域

第1種規制地域以外の吉川村全地域